



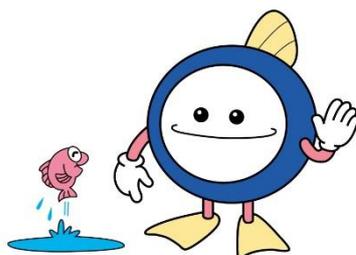
事業場排水の手引き

工場・事業場のみなさまへ

この手引きは、特定事業場及びその他の事業場のみなさまが公共下水道を使用する場合に必要な排除基準や届出内容などについて説明したものです。

下関市上下水道局

1	はじめに.....	1
2	下水処理場のしくみ.....	1
3	下水道に与える影響.....	2
4	特定施設と除害施設とは.....	2
5	汚水の排出先による排水規制の違い.....	3
6	下水道への排除基準.....	4
7	特定施設及び除害施設の設置等の届出.....	6
8	届出に関するフロー図.....	7
9	水質管理責任者の業務.....	8
10	水質の測定、記録及び保存.....	9
11	水質測定結果の報告.....	9
12	事故時の措置.....	9
13	立入検査および改善命令等.....	10
14	特定施設一覧表.....	11



下水道マスコットキャラクター
「スイスイ」

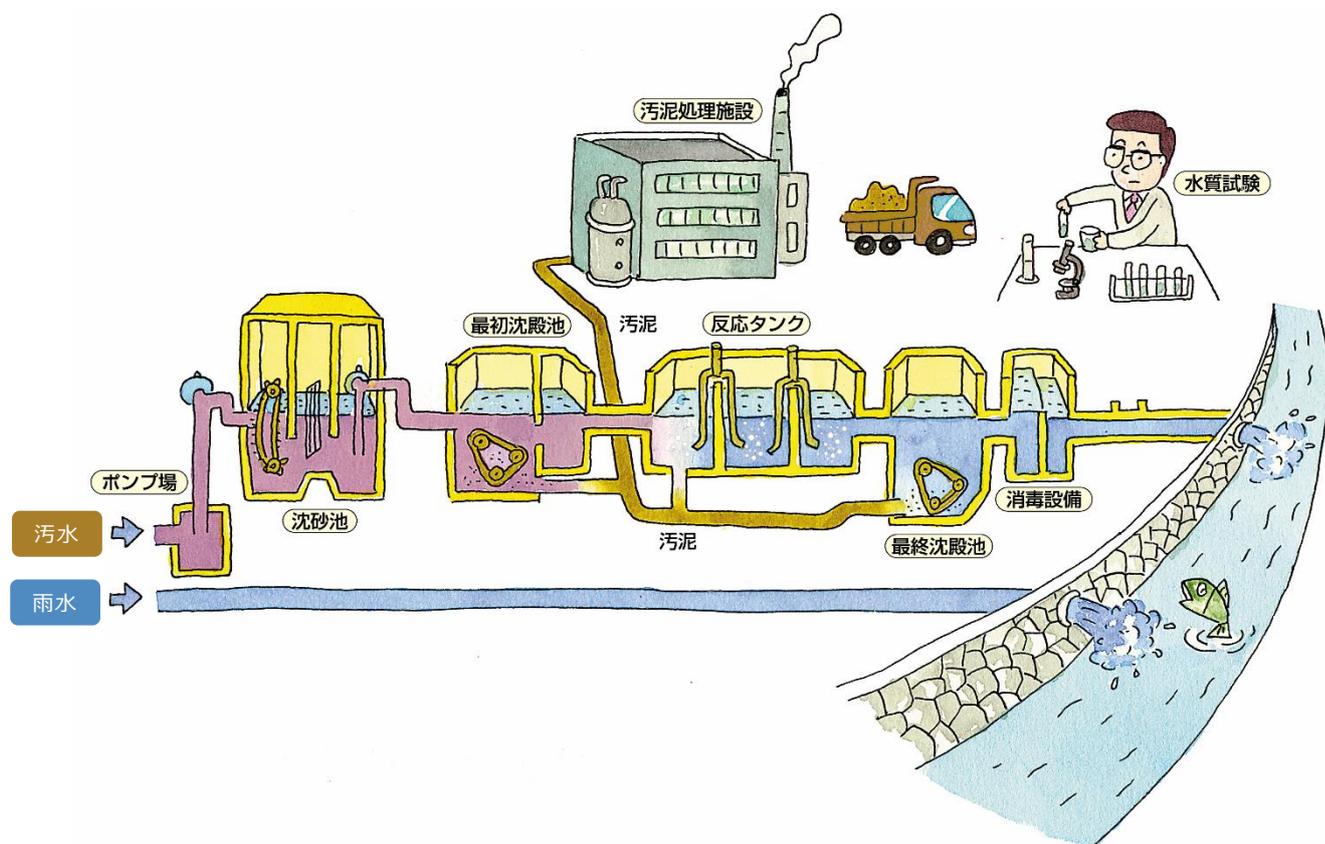
1 はじめに

下水道は、家庭や工場から排出される汚水を処理施設できれいな水にして河川や海へ流すことで、私たちの生活環境を守る重要な役割を果たしています。

しかし、工場などから排出される汚水に有害な物質が含まれていると、下水道施設を損傷させ処理機能が低下し、河川や海の水質を汚染する原因となります。

この手引きは、特定事業場及びその他の事業場のみなさまが公共下水道を使用する場合に必要な排除基準や届出内容などについて説明したものですので、この手引きを活用し、水質保全に努めていただきますようお願いいたします。

2 下水処理場のしくみ



処理場へ流れてきた汚水は、沈砂池及び最初沈殿池で土砂等を取り除き、次に反応タンクに空気を送り込み微生物の働きにより水をきれいにしています。その後最終沈殿池で汚泥を沈殿させ、消毒したのち公共用水域へ放流しています。

3 下水道に与える影響

下水道へは何でも流せるというわけではありません。汚水に含まれる有害物質は、次のように下水道に様々な影響を与えます。

項 目	影 響
温度	下水道管の腐食を早める 下水道管内の作業を妨げる
水素イオン濃度 (pH)	他の排水と混ざると、有毒ガス・悪臭を発生させる 下水道管を腐食する
生物化学的酸素要求量 (BOD)	処理施設の微生物処理を妨げる
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	火災・爆発の危険がある 下水道管を詰まらせる
カドミウム及びその化合物、有機燐、 ポリ塩化ビフェニル	処理施設の微生物処理を妨げる 汚泥処分を困難にする
トリクロロエチレン、テトラクロロエ チレン、ジクロロメタン、フッ素	下水道管内の作業を妨げる 処理施設の微生物処理を妨げる

4 特定施設と除害施設とは

●特定施設とは…

工場、事業場の製造工程で、人の健康及び生活環境に被害の生じる恐れのあるものを含んだ汚水を排出する施設として、水質汚濁防止法及びダイオキシン類対策特別措置法で定められた施設をいいます。

●特定事業場とは…

特定施設を設置している工場、事業場をいいます。

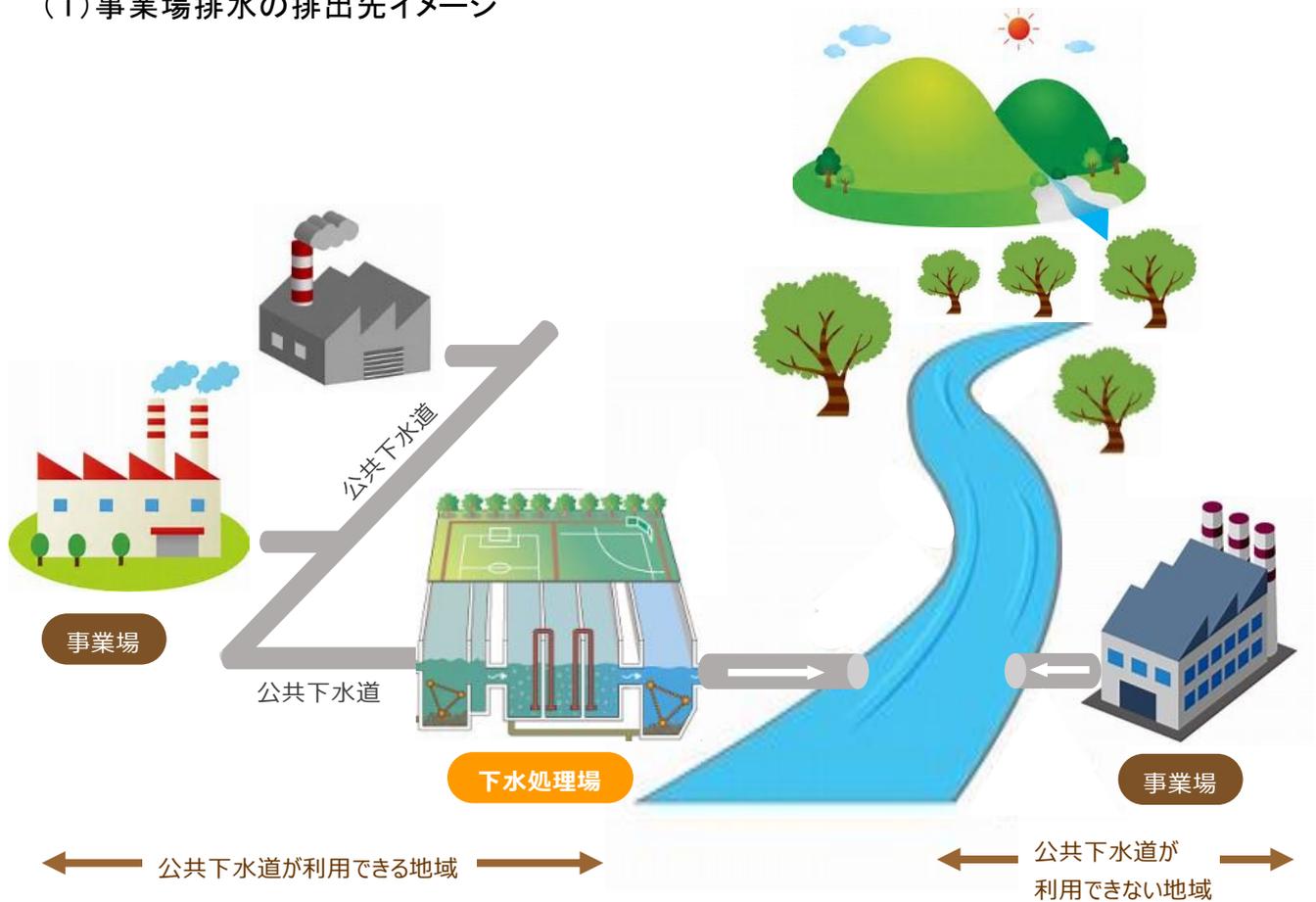
●除害施設とは…

工場、事業場から排出される汚水を、公共下水道の排除基準に適合させるために処理する施設をいいます。

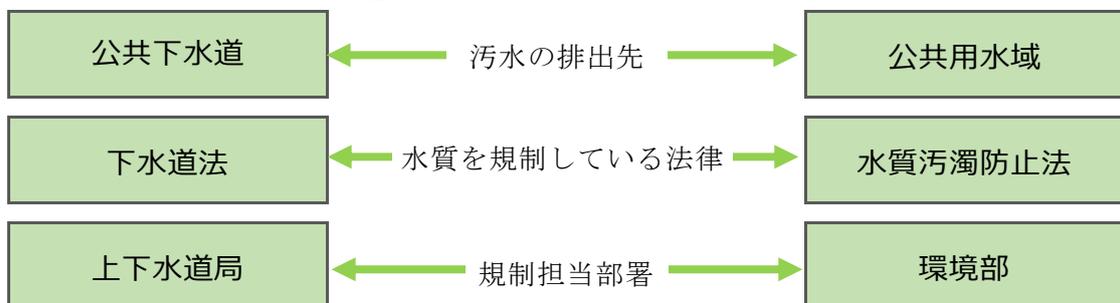
5 汚水の排出先による排水規制の違い

事業場からの排水は、排出先によって水質を規制している法律などに違いがあります。

(1) 事業場排水の排出先イメージ



(2) 排出先による水質規制等の違い



6 下水道への排除基準

(1) 排除基準(ダイオキシン類を除く)

令和6年4月1日現在

項目		対象者	特定施設のある事業場		特定施設のない事業場			
			50m ³ 以上	50m ³ 未満				
条例の基準	環境	排水量 (m ³ /日)		50m ³ 以上	50m ³ 未満			
		温度		45℃(40℃)未満	45℃(40℃)未満	45℃(40℃)未満		
		水素イオン濃度 (pH)		5を超え9未満 (5.7を超え8.7未満)	5を超え9未満 (5.7を超え8.7未満)	5を超え9未満 (5.7を超え8.7未満)		
		生物化学的酸素要求量 (BOD)		600(300)未満	600(300)未満	600(300)未満		
		浮遊物質 (SS)		600(300)未満	600(300)未満	600(300)未満		
		沃素消費量		220未満	220未満	220未満		
		ノルマルヘキサン抽出物質含有量	鉱油類		5	5	5	
			動植物油脂類		30	30	30	
		窒素含有量		240未満	240未満	240未満		
		リン含有量		32未満	32未満	32未満		
		政令の基準	有害物質	フェノール類		5	5	5
				銅及びその化合物		3	3	3
				亜鉛及びその化合物		2	2	2
				鉄及びその化合物 (溶解性)		10	10	10
マンガン及びその化合物 (溶解性)				10	10	10		
クロム及びその化合物				2	2	2		
カドミウム及びその化合物				0.03		0.03		
シアン化合物		1		1				
有機リン化合物		1		1				
鉛及びその化合物		0.1		0.1				
六価クロム化合物		0.2		0.2				
砒素及びその化合物		0.1		0.1				
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物		0.005		0.005				
アルキル水銀化合物		検出されないこと		検出されないこと				
ポリ塩化ビフェニル (別名PCB)		0.003		0.003				
トリクロロエチレン		0.1		0.1				
テトラクロロエチレン		0.1		0.1				
ジクロロメタン		0.2		0.2				
四塩化炭素		0.02		0.02				
1,2-ジクロロエタン		0.04		0.04				
1,1-ジクロロエチレン		1		1				
シス-1,2-ジクロロエチレン		0.4		0.4				
1,1,1-トリクロロエタン		3		3				
1,1,2-トリクロロエタン		0.06		0.06				
1,3-ジクロロプロペン		0.02		0.02				
チウラム		0.06		0.06				
シマジン		0.03		0.03				
チオベンカルブ		0.2		0.2				
ベンゼン		0.1		0.1				
セレン及びその化合物		0.1		0.1				
ほう素及びその化合物	河川		10	10				
	海域		230	230				
ふっ素及びその化合物	河川		8	8				
	海域		15	15				
1,4-ジオキサン		0.5		0.5				

(2) 排除基準(ダイオキシン類)

対象者	ダイオキシン類対策特別措置法に規定する水質基準対象施設の設置者
排除基準値	1リットルあたり10ピコグラム以下

【備考】

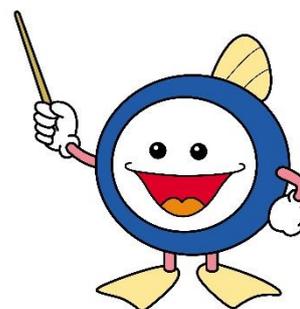
1. 単位は、水素イオン濃度を除きすべてmg/ℓである。
2. 特記以外は、排除基準数値以下である。
3. 内は、直罰等による排除基準である。
4. 内は、条例による基準の限度である。
5. ()内は、製造業又はガス供給業に適用する。
6. 内は、除害施設の設置等に係わる排除基準である。

ただし、条例附則(暫定基準)に該当する水質・水量は、同表の基準とする。

【暫定基準】

下関市下水道条例第12条第3号イ又は第13条第1項第4号、同項第5号及び同項第6号イ、同項第7号及び同項第8号に掲げる基準は、最も多量の汚水を排除する1日における当該汚水の量(以下「日最大汚水量」という。)が50m³未満のものであるときには、その日最大汚水量に応じて、当分の間、次表によるものとする。

項目	区分	日最大汚水量		
		10m ³ 未満	10m ³ 以上30m ³ 未満	30m ³ 以上50m ³ 未満
生物化学的酸素要求量	1ℓにつき 5日間に1,500mg未満	1ℓにつき 5日間に1,200mg未満	1ℓにつき 5日間に1,200mg未満	1ℓにつき 5日間に900mg未満
浮遊物質	1ℓにつき 1,500mg未満	1ℓにつき 1,200mg未満	1ℓにつき 1,200mg未満	1ℓにつき 900mg未満
動植物油脂類含有量	1ℓにつき 90mg以下	1ℓにつき 70mg以下	1ℓにつき 70mg以下	1ℓにつき 50mg以下
窒素含有量	規制せず			
磷含有量	規制せず			



7 特定施設及び除害施設の設置等の届出

(1) 公共下水道の使用開始に関する届出

公共下水道を使用しようとする工場・事業場（特定事業場に限らず）で、下記の届出要件に該当する場合は、あらかじめ届出が必要です。

届出の種類	届出が必要なとき	届出時期	根拠法令
公共下水道使用開始（変更）届	・日最大汚水量が 50 m ³ 以上 ・排出する汚水の水質が、排除基準のいずれかを超えるとき	あらかじめ	下水道法第 11 条の 2 第 1 項 【様式第 4】
公共下水道使用開始届	特定施設を設置する工場・事業場（上記により届出している場合を除く）	あらかじめ	下水道法第 11 条の 2 第 2 項 【様式第 5】

(2) 特定施設の設置等に関する届出

特定施設を設置している事業場または特定施設を設置しようとする事業場が公共下水道を使用する場合は、上記(1)に加えて、次の区分に従って届出が必要です。

（各様式は、下関市上下水道局ホームページからダウンロードできます。）

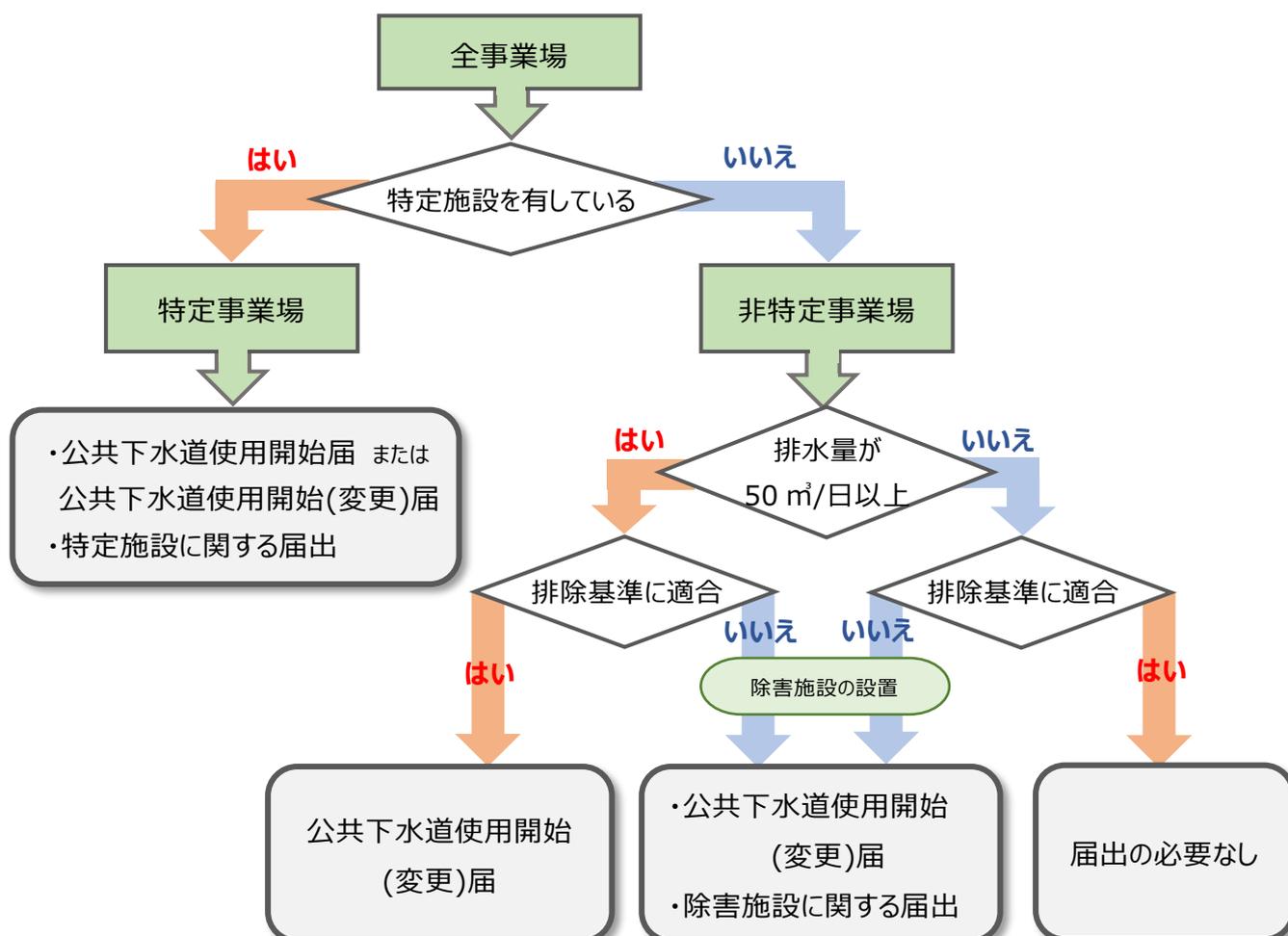
届出の種類	届出が必要なとき	届出時期	根拠法令
特定施設設置届出書	公共下水道を使用している者が特定施設を新設するとき	設置の 60 日前まで	下水道法第 12 条の 3 第 1 項 【様式第 6】
特定施設使用届出書	公共下水道を使用している者で既設の施設が特定施設に追加指定されたとき	特定施設となった日から 30 日以内	下水道法第 12 条の 3 第 2 項 【様式第 7】
	特定施設を設置している者が公共下水道の使用を開始したとき	公共下水道の使用開始日から 30 日以内	下水道法第 12 条の 3 第 3 項 【様式第 7】
特定施設の構造等変更届出書	特定施設の構造、使用方法、汚水の処理方法及び排除する量又は水質を変更するとき	変更の 60 日前まで	下水道法第 12 条の 4 【様式第 8】
実施制限期間短縮申請書	特定施設の設置又は変更を行う者が、工事実施制限期間（60 日）の短縮を申請するとき	あらかじめ	下水道法第 12 条の 6 第 2 項
氏名等変更届出書	以下のいずれかを変更するとき ・氏名、名称、住所 ・法人の場合は代表者名 ・事業場の名称、所在地	変更した日から 30 日以内	下水道法第 12 条の 7 【様式第 10】
特定施設使用廃止届出書	特定施設の使用を廃止したとき	廃止した日から 30 日以内	下水道法第 12 条の 7 【様式第 11】
承継届出書	上記の届出をした者からその地位を承継したとき	承継した日から 30 日以内	下水道法第 12 条の 8 第 3 項 【様式第 12】

(3) 除害施設の設置等に関する届出

除害施設を設置している事業場または除害施設を設置しようとする事業場が公共下水道を使用する場合は、次の区分に従って届出が必要です。

届出の種類	届出が必要なとき	届出時期	根拠法令
除害施設の新設等届出書	除害施設を設置するとき	審査期間 60 日を考慮しあらかじめ	条例第 14 条第 1 項 【様式第 2 号】
汚水排出施設の構造等変更届	除害施設の構造、使用方法、汚水の処理方法及び排除する量又は水質を変更するとき	審査期間 60 日を考慮しあらかじめ	条例第 14 条第 2 項 【様式第 7 号】
除害施設の新設等工事完了届	除害施設の設置工事が完了したとき	工事完了後 5 日以内	条例第 6 条第 1 項 (条例第 16 条) 【様式第 4 号】
氏名等変更届	以下のいずれかを変更するとき ・氏名、名称、住所 ・法人の場合は代表者名 ・事業場の名称、所在地	あらかじめ	条例第 14 条第 2 項 【様式第 6 号】

8 届出に関するフロー図



9 水質管理責任者の業務

特定施設または除害施設の設置者は、除害施設等の維持管理に関する業務を担当させるため、水質管理責任者を選任する必要があります。

(1) 水質管理責任者の業務

- ・ 除害施設等の操作及び維持に関すること
- ・ 除害施設等から排出される汚水の水質の測定、記録及び報告に関すること
- ・ 除害施設等から発生する残さの処理に関すること
- ・ 除害施設等の破損その他の事故が発生した場合の措置に関すること
- ・ 特定施設又は汚水を排出する施設の使用の方法その他の管理に関すること
- ・ その他特に上下水道事業管理者が必要と認めること

(2) 水質管理責任者の要件

- 除害施設を設置する工場又は事業場に勤務する者で、次のいずれかに該当するもの
- ・ 公害防止管理者のうち水質関係第1種から第4種までのいずれかの有資格者
 - ・ 上下水道事業管理者が行う講習会を受講・修了した者

(3) 水質管理責任者に関する届出

届出の種類	届出が必要なとき	届出時期	根拠法令
水質管理責任者 選任届	水質管理責任者を選任 したとき	設置した日から14日以 内に選任し、選任した 日から7日以内	条例第17条 【様式第8号】
水質管理責任者 変更届	水質管理責任者を変更 するとき		
水質管理業務担当者 承認申請書	水質管理責任者の有資 格者が不在でその業務 を担当させるとき(※)		条例施行規程第9 条第2項 【様式第9号】

※ 上下水道事業管理者が行う講習会を受講・修了するときまでを期限として、上下水道事業管理者が承認した場合に限る。

10 水質の測定、記録及び保存

特定施設の設置者は、法律により水質の測定が義務付けられています。以下の方法により測定した結果を記録し、5年間保存しなくてはなりません。

(下水道法第12条の12)

(1) 水質測定の項目及び頻度 (下水道法施行規則第15条第2項)

測定項目	測定回数
温度、水素イオン濃度 (pH)	排水の期間中1日1回以上
生物化学的酸素要求量 (BOD)	14日を超えない排水の期間ごとに1回以上
ダイオキシン類	1年を超えない排水の期間ごとに1回以上
その他の測定項目	7日を超えない排水の期間ごとに1回以上

(2) 水質の測定方法 (下水道法施行規則第15条)

- ・ 水質の測定は、下水の水質の検定方法等に関する省令により行ってください。
- ・ 測定のための試料は、測定する下水の水質が最も悪いと推定される時刻に、水深の中層部から採取してください。
- ・ 試料の採取は、排出口ごとに、公共下水道に流入する直前で行ってください。
- ・ 水質の測定結果は記録し、5年間保存してください。

11 水質測定結果の報告

公共下水道を適正に管理するため、公共下水道を使用する事業者に対して、事業場の状況、除害施設又は下水の水質等について、報告を求める場合があります。

(下水道法第39条の2)

12 事故時の措置

特定事業場において、政令で定める有害物質または油が、公共下水道へ流入する事故が発生した場合は、直ちに応急措置を講じ、速やかに事故の状況及び講じた措置の概要を届け出てください。

(下水道法第12条の9)

13 立入検査および改善命令等

下水道施設の機能を守り、終末処理場からの放流水の水質を適正に保つために、事業所に立ち入り、除害施設等を検査できることになっています。

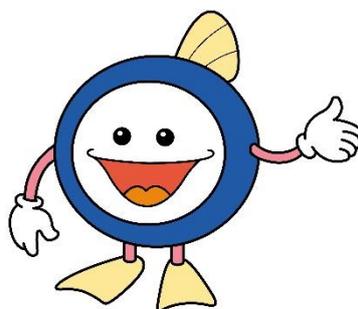
(下水道法第13条)

立ち入り検査の結果、排除基準に適合しないおそれがあると認められるときは、施設及び水質の改善または下水の排除停止を命ずることがあります。

(下水道法第37条の2)

なお、この命令に従わないときは、罰則の適用を受けることがあります。

(下水道法第38条、第45条)



14 特定施設一覧表

(1)水質汚濁防止法施行令 別表第1(第1条関係)

令和6年4月1日現在

番号	名称	番号	名称
1	<p>鉱業又は水洗炭業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 選鉱施設 ロ 選炭施設 ハ 坑水中和沈でん施設 ニ 掘削用の泥水分離施設 		<p>げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 原料処理施設 ロ 洗淨施設(洗びん施設を含む) ハ 搾汁施設 ニ ろ過施設 ホ 湯煮施設 ヘ 蒸留施設
1の2	<p>畜産農業又はサービス業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 豚房施設(豚房の総面積が50㎡未満の事業場に係るものを除く) ロ 牛房施設(牛房の総面積が200㎡未満の事業場に係るものを除く) ハ 馬房施設(馬房の総面積が500㎡未満の事業場に係るものを除く) 	11	<p>動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 原料処理施設 ロ 洗淨施設 ハ 圧搾施設 ニ 真空濃縮施設 ホ 水洗式脱臭施設
2	<p>畜産食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 原料処理施設 ロ 洗淨施設(洗びん施設を含む) ハ 湯煮施設 	12	<p>動植物油脂製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 原料処理施設 ロ 洗淨施設 ハ 圧搾施設 ニ 分離施設
3	<p>水産食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 水産動物原料処理施設 ロ 洗淨施設 ハ 脱水施設 ニ ろ過施設 ホ 湯煮施設 	13	<p>イースト製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 原料処理施設 ロ 洗淨施設 ハ 分離施設
4	<p>野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 原料処理施設 ロ 洗淨施設 ハ 圧搾施設 ニ 湯煮施設 	14	<p>でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 原料浸せき施設 ロ 洗淨施設(流送施設を含む) ハ 分離施設 ニ 渋だめ及びこれに類する施設
5	<p>みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 原料処理施設 ロ 洗淨施設 ハ 湯煮施設 ニ 濃縮施設 ホ 精製施設 ヘ ろ過施設 	15	<p>ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 原料処理施設 ロ ろ過施設 ハ 精製施設
6	<p>小麦粉製造業の用に供する洗淨施設</p>	16	<p>麺類製造業の用に供する湯煮施設</p>
7	<p>砂糖製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 原料処理施設 ロ 洗淨施設(流送施設を含む) ハ ろ過施設 ニ 分離施設 ホ 精製施設 	17	<p>豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設</p>
8	<p>パン若しくは菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈でんそう</p>	18	<p>インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設</p>
9	<p>米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機</p>	18の2	<p>冷凍調理食品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 原料処理施設 ロ 湯煮施設 ハ 洗淨施設
10	<p>飲料製造業の用に供する施設であって、次に掲</p>	18の3	<p>たばこ製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 水洗式脱臭施設 ロ 洗淨施設
		19	<p>紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ まゆ湯煮施設 ロ 副蚕処理施設 ハ 原料浸せき施設

番号	名称
	ニ 精練機及び精練そう ホ シルケット機 ヘ 漂白機及び漂白そう ト 染色施設 チ 薬液浸透施設 リ のり抜き施設
20	洗毛業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗毛施設 ロ 洗化炭施設
21	化学繊維製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 湿式紡糸施設 ロ リンター又は未精練繊維の薬液処理施設 ハ 原料回収施設
21の2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式パーカー
21の3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設
21の4	パーティクルボード製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 湿式パーカー ロ 接着機洗浄施設
22	木材薬品処理業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 湿式パーカー ロ 薬液浸透施設
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料浸せき施設 ロ 湿式パーカー ハ 碎木機 ニ 蒸解施設 ホ 蒸解廃液濃縮施設 ヘ チップ洗浄施設及びパルプ洗浄施設 ト 漂白施設 チ 抄紙施設(抄造施設を含む) リ セロハン製膜施設 ヌ 湿式繊維板成型施設 ル 廃ガス洗浄施設
23の2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 自動式フィルム現像洗浄施設 ロ 自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設
24	化学肥料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 分離施設 ハ 水洗式破碎施設 ニ 廃ガス洗浄施設 ホ 湿式集じん施設
25	削除
26	無機顔料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ ろ過施設 ハ カドミウム系無機顔料製造施設のうち、遠心分離機

番号	名称
	ニ 群青製造施設のうち、水洗式分別施設 ホ 廃ガス洗浄施設
27	前号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 遠心分離機 ハ 硫酸製造施設のうち、亜硫酸ガス冷却洗浄施設 ニ 活性炭又は二硫化炭素の製造施設のうち、洗浄施設 ホ 無水けい酸製造施設のうち、塩酸回収施設 ヘ 青酸製造施設のうち、反応施設 ト よう素製造施設のうち、吸着施設及び沈でん施設 チ 海水マグネシア製造施設のうち、沈でん施設 リ バリウム化合物製造施設のうち、水洗式分別施設 ヌ 廃ガス洗浄施設 ル 湿式集じん施設
28	カーバイト法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 湿式アセチレンガス発生施設 ロ 酢酸エステル製造施設のうち、洗浄施設及び蒸留施設 ハ ポリビニルアルコール製造施設のうち、メチルアルコール蒸留施設 ニ アクリル酸エステル製造施設のうち、蒸留施設 ホ 塩化ビニルモノマー洗浄施設 ヘ クロロプレンモノマー洗浄施設
29	コールタール製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ベンゼン類硫酸洗浄施設 ロ 静置分離器 ハ タール酸ソーダ硫酸分解施設
30	発酵工業(第5号、第10号及び第13号に掲げる事業を除く)の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 蒸留施設 ハ 遠心分離機 ニ ろ過施設
31	メタン誘導品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ メチルアルコール又は四塩化炭素の製造施設のうち、蒸留施設 ロ ホルムアルデヒド製造施設のうち、精製施設 ハ フロンガス製造施設のうち、洗浄施設及びろ過施設
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 顔料又は染色レーキの製造施設のうち、水洗施設 ハ 遠心分離機 ニ 廃ガス洗浄施設

番号	名称
33	合成樹脂製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 縮合反応施設 ロ 水洗施設 ハ 遠心分離機 ニ 静置分離器 ホ 弗素樹脂製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設及び蒸留施設 ヘ ポリプロピレン製造施設のうち、溶剤蒸留施設 ト 中圧法又は低圧法によるポリエチレン製造施設のうち、溶剤回収施設 チ ポリブテンの酸又はアルカリによる処理施設 リ 廃ガス洗浄施設 ヌ 湿式集じん施設
34	合成ゴム製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 脱水施設 ハ 水洗施設 ニ ラテックス濃縮施設 ホ スチレン・ブタジエンゴム、ニトリル・ブタジエンゴム又はポリブタジエンゴムの製造施設のうち、静置分離器
35	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 蒸留施設 ロ 分離施設 ハ 廃ガス洗浄施設
36	合成洗剤製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 廃酸分離施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設
37	前6号に掲げる事業以外の石油化学工業(石油又は石油副生ガス中に含まれる炭化水素の分解、分離その他の化学的処理により製造される炭化水素又は炭化水素誘導品の製造業をいい、第51号に掲げる事業を除く。)の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 分離施設 ハ ろ過施設 ニ アクリロニトリル製造施設のうち、急冷施設及び蒸留施設 ホ アセトアルデヒド、アセトン、カプロラクタム、テレフタル酸又はトリレンジアミンの製造施設のうち、蒸留施設 ヘ アルキルベンゼン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設 ト イソプロピルアルコール製造施設のうち、蒸留施設及び硫酸濃縮施設 チ エチレンオキシド又はエチレングリコールの製造施設のうち、蒸留施設及び濃縮施設 リ 2-エチルヘキシルアルコール又はイソブチルアルコールの製造施設のうち、縮合反応施設及び蒸留施設

番号	名称
	ヌ シクロヘキサノン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設 ル トリレンジイソシアネート又は無水フタル酸の製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設 ヲ ノルマルパラフィン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設及びメチルアルコール蒸留施設 ワ プロピレンオキシド又はプロピレングリコールのけん化器 カ メチルエチルケトン製造施設のうち、水蒸気凝縮施設 ヨ メチルメタアクリレートモノマー製造施設のうち、反応施設及びメチルアルコール回収施設 タ 廃ガス洗浄施設
38	石けん製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料精製施設 ロ 塩析施設
38の2	界面活性剤製造業の用に供する反応施設(1,4-ジオキサンが発生するものに限り、洗浄装置を有しないものを除く)
39	硬化油製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 脱酸施設 ロ 脱臭施設
40	脂肪酸製造業の用に供する蒸留施設
41	香料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 抽出施設
42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 石灰づけ施設 ハ 洗浄施設
43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設
44	天然樹脂製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 脱水施設
45	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸留施設
46	第28号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 水洗施設 ロ ろ過施設 ハ ヒドラジン製造施設のうち、濃縮施設 ニ 廃ガス洗浄施設
47	医薬品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 動物原料処理施設 ロ ろ過施設 ハ 分離施設 ニ 混合施設(水質汚濁防止法施行令第2条各号に掲げる物質を含有する物を混合するもの

番号	名称
	に限る。以下同じ) ホ 廃ガス洗浄施設
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設
49	農薬製造業の用に供する混合施設
50	水質汚濁防止法施行令第2条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業の用に供する試薬製造施設
51	石油精製業(潤滑油再生業を含む)の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 脱塩施設 ロ 原油常圧蒸留施設 ハ 脱硫施設 ニ 揮発油、灯油又は軽油の洗浄施設 ホ 潤滑油洗浄施設
51の2	自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業(防振ゴム製造業を除く)、更生タイヤ製造業又はゴム板製造業の用に供する直接加硫施設
51の3	医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムバンド製造業の用に供するラテックス成形型洗浄施設
52	皮革製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 石灰づけ施設 ハ タンニンづけ施設 ニ クロム浴施設 ホ 染色施設
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 研磨洗浄施設 ロ 廃ガス洗浄施設
54	セメント製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 抄造施設 ロ 成型機 ハ 水養生施設(蒸気養生施設を含む)
55	生コンクリート製造業の用に供するパツチャープラント
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設
58	窯業原料(うわ薬原料を含む)の精製業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 水洗式破碎施設 ロ 水洗式分別施設 ハ 酸処理施設 ニ 脱水施設
59	碎石業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 水洗式破碎施設 ロ 水洗式分別施設
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設
61	鉄鋼業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ タール及びガス液分離施設 ロ ガス冷却洗浄施設

番号	名称
	ハ 圧延施設 ニ 焼入れ施設 ホ 湿式集じん施設
62	非鉄金属製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 還元そう ロ 電解施設(熔融塩電解施設を除く。) ハ 焼入れ施設 ニ 水銀精製施設 ホ 廃ガス洗浄施設 ヘ 湿式集じん施設
63	金属製品製造業又は機械器具製造業(武器製造業を含む)の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 焼入れ施設 ロ 電解式洗浄施設 ハ カドミウム電極又は鉛電極の化成施設 ニ 水銀精製施設 ホ 廃ガス洗浄施設
63の2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設
63の3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち、廃ガス洗浄施設
64	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ タール及びガス液分離施設 ロ ガス冷却洗浄施設(脱硫化水素施設を含む)
64の2	水道施設(水道法(昭和32年法律第177号)第3条第8項に規定するものをいう。)、工業用水道施設(工業用水道事業法(昭和33年法律第84号)第2条第6項に規定するものをいう。))又は自家用工業用水道(同法第21条第1項に規定するものをいう。))の施設のうち、浄水施設であって、次に掲げるもの(これらの浄水能力が1日当たり1万 ³ 未満の事業場に係るものを除く) イ 沈でん施設 ロ ろ過施設
65	酸又はアルカリによる表面処理施設
66	電気めっき施設
66の2	エチレンオキシド又は1,4-ジオキサンの混合施設(前各号に該当するものを除く)
66の3	旅館業(旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第1項に規定するもの(住宅宿泊事業法(平成29年法律第65号)第2条第3項に規定する住宅宿泊事業に該当するもの及び旅館業法第2条第4項に規定する下宿営業を除く。))をいう。)の用に供する施設であって、次に掲げるもの(※1) イ ちゅう房施設 ロ 洗濯施設 ハ 入浴施設
66の4	共同調理場(学校給食法(昭和29年法律第160)第6条に規定する施設をいう。以下同じ。)に設置されるちゅう房施設(業務の用に供する部分の総床面積(※2)(以下単に「総床面積」という。))が500 ² 未満の事業場に係るものを除く)

番号	名称
66の5	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設(総床面積が360㎡未満の事業場に係るものを除く)
66の6	飲食店(次号及び第66号の8に掲げるものを除く)に設置されるちゅう房施設(総床面積が420㎡未満の事業場に係るものを除く)
66の7	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店その他の通常主食と認められる食事を提供しない飲食店(次号に掲げるものを除く)に設置されるちゅう房施設(総床面積が630㎡未満の事業場に係るものを除く)
66の8	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店で設備を設けて客の接待をし、又は客にダンスをさせるものに設置されるちゅう房施設(総床面積が1,500㎡未満の事業場に係るものを除く)
67	洗濯業の用に供する洗浄施設
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設
68の2	病院(医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定するものをいう。以下同じ)で病床数が300以上であるものに設置される施設であって、次に掲げるもの イ ちゅう房施設 ロ 洗浄施設 ハ 入浴施設
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設
69の2	卸売市場(卸売市場法(昭和46年法律第35号)第2条第2項に規定するものをいう。以下同じ。)(主として漁業者又は水産業協同組合から出荷される水産物の卸売のためその水産物の陸揚地において開設される卸売市場で、その水産物を主として他の卸売市場に出荷する者、水産加工業を営む者に卸売りする者又は水産加工業を営む者に対し卸売するためのものを除く。)に設置される施設であって、次に掲げるもの(水産物に係るものに限り、これらの総面積が1,000㎡以上。) イ 卸売場 ロ 仲卸売場
70	廃油処理施設(海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律(昭和45年法律第136号)第3条第14号に規定するものをいう。)
70の2	自動車特定整備事業(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第77条に規定するものをいう。)の用に供する洗車施設(屋内作業場の総面積が800㎡未満の事業場に係るもの及び次号に掲げるものを除く)
71	自動式車両洗浄施設
71の2	科学技術(人文科学のみに係るものを除く。)に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で環境省令で定めるもの(※3)に設置されるそれらの業務の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 焼入れ施設

番号	名称
71の3	一般廃棄物処理施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第8条第1項に規定するものをいう。)である焼却施設
71の4	産業廃棄物処理施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項に規定するものをいう。)のうち、次に掲げるもの イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第7条第1号、第3号から第6号まで、第8号又は第11号に掲げる施設であって、国若しくは地方公共団体又は産業廃棄物処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第4項に規定する産業廃棄物の処分を業として行う者(同法第14条第6項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者及び同法第14条の4第6項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者を除く)をいう。)が設置するもの ロ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第12号から第13号までに掲げる施設
71の5	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設(前各号に該当するものを除く)
71の6	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設(前各号に該当するものを除く)
72	し尿処理施設(建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が500人以下のし尿浄化槽を除く)
73	下水道終末処理施設
74	特定事業場から排出される水(公共用水域に排出されるものを除く)の処理施設(72・73を除く)

※1 旅館業の用に供するちゅう房施設、洗濯施設及び入浴施設(温泉を利用するものを除く。)に係るものは、届出及び下水排除の制限等に関しては特定施設から除かれます。ただし、入浴施設のうち温泉を利用する場合はこの限りではありません。

※2 業務の用に供する部分の床面積をいい、ちゅう房、客席、廊下、洗面所、従業員の更衣室、倉庫棟が含まれますが、従業員等の住居、屋内駐車場、及び床面積に当たらないガーデン席、テラス席等の屋外客席部分は算入しません。
(昭和63年9月8日環水規第218号)

※3 環境省令で定める事業場とは、次に掲げるものをいいます。

1. 国又は地方公共団体の試験研究機関(人文科学のみに係るものを除く。)

2. 大学及びその附属試験研究機関(人文科学のみに係るものを除く。)
3. 学術研究(人文科学のみに係るものを除く。)又は製品の製造若しくは技術の改良、考案、若しくは発明に係る試験研究を行う研究所(前2号に該当するものを除く。)
4. 農業、水産又は工業に関する学科を含む専門教育を行う高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校、職員訓練施設又は職業訓練施設
5. 保健所
6. 検疫所
7. 動物検疫所
8. 植物防疫所
9. 家畜保健衛生所
10. 検査業に属する事業場
11. 商品検査業に属する事業場
12. 臨床検査業に属する事業場
13. 犯罪鑑識施設

(2)ダイオキシン類対策特別措置法施行令
別表第2(第1条関係)

令和6年4月1日現在

番号	名称
1	硫酸塩パルプ(クラフトパルプ)又は亜硫酸パルプ(サルファイトパルプ)の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設
2	カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設
3	硫酸カリウムの製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設
4	アルミナ繊維の製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設
5	担体付き触媒の製造(塩素又は塩素化合物を使用するものに限る。)の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設
6	塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設
7	カプロラクタムの製造(塩化ニトロシルを使用するものに限る。)の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ 硫酸濃縮施設 ロ シクロヘキサン分離施設 ハ 廃ガス洗浄施設
8	クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ 水洗施設 ロ 廃ガス洗浄施設
9	4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 乾燥施設 ハ 廃ガス洗浄施設
10	2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキノンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 廃ガス洗浄施設
11	8,18-ジクロロ-5,15-ジエチル-5,15-ジヒドロジインドロ[3,2-b:3',2'-m]トリフェノジオキサジン(別名ジオキサジンバイオレット。ハにおいて単に「ジオキサジンバイオレット」という。)の製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設 ロ ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設 ハ ジオキサジンバイオレット洗浄施設 ニ 熱風乾燥施設
12	アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち、次に掲げるもの イ 廃ガス洗浄施設 ロ 湿式集じん施設

番号	名称
13	<p>亜鉛の回収(製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。)の用に供する施設のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ 精製施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設</p>
14	<p>担体付き触媒(使用済みのものに限る。)からの金属の回収(ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法(焙焼炉で処理しないものに限る。)によるものを除く。)の用に供する施設のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ ろ過施設 ロ 精製施設 ハ 廃ガス洗浄施設</p>
15	<p>別表第1第5号に掲げる廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する施設のうち次に掲げるもの及び当該廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの</p> <p>イ 廃ガス洗浄施設 ロ 湿式集じん施設</p>
16	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第7条第12号の2及び第13号に掲げる施設</p>
17	<p>フロン類(特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令(平成6年政令第308号)別表1の1の項、3の項及び6の項に掲げる特定物質をいう。)の破壊(プラズマを用いて破壊する方法その他環境省令で定める方法によるものに限る。)の用に供する施設のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ プラズマ反応施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設</p>
18	<p>下水道終末処理施設(1から17まで及び19の施設に係る汚水又は廃液を含む下水を処理するものに限る。)</p>
19	<p>1から17までの施設を設置する工場又は事業場から排出される水(1から17までの施設に係る汚水若しくは廃液又は当該汚水若しくは廃液を処理したものを含むもの)に限り、公共水域に排出されるものを除く。)の処理施設(18の施設を除く。)</p>



お問い合わせ先

下関市上下水道局 下水道施設課 水質係

〒751-0846

下関市大字垢田字洞の上 山陰終末処理場

Tel : 083-254-4684 Fax : 083-254-4606

E-mail : gsgesuid@city.shimonoseki.yamaguchi.jp